【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出日】 平成28年5月10日

【四半期会計期間】 第17期第1四半期(自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日)

【会社名】 KLab株式会社

【英訳名】 KLab Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 真田 哲弥

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木六丁目10番1号

【電話番号】 03-5771-1100

【事務連絡者氏名】 常務取締役 高田 和幸

【最寄りの連絡場所】 東京都港区六本木六丁目10番1号

【電話番号】 03-5771-1100

【事務連絡者氏名】 常務取締役 高田 和幸

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

## 第1【企業の概況】

### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第16期 第 1 四半期 連結累計期間	第17期 第 1 四半期 連結累計期間	第16期
会計期間		自平成27年1月1日 至平成27年3月31日	自平成28年1月1日 至平成28年3月31日	自平成27年1月1日 至平成27年12月31日
売上高	(千円)	5,637,707	4,820,391	20,913,099
経常利益又は経常損失( )	(千円)	1,001,135	435,216	1,919,495
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 又は親会社株主に帰属する 四半期純損失( )	(千円)	425,586	413,882	700,457
四半期包括利益又は包括利益	(千円)	471,829	438,062	761,095
純資産額	(千円)	9,576,217	9,432,369	9,867,256
総資産額	(千円)	12,397,011	12,094,464	12,633,172
1株当たり四半期(当期)純利益金額 又は四半期純損失金額( )	(円)	11.76	11.33	19.26
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)	11.48	-	18.86
自己資本比率	(%)	76.9	77.5	77.7

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
  - 2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
  - 3.第17期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。
  - 4.「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当第1四半期連結 累計期間より、「四半期(当期)純利益又は四半期純損失( )」を「親会社株主に帰属する四半期(当期)純利 益又は親会社株主に帰属する四半期純損失( )」としております。

## 2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動については、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)」に記載のとおりであります。

なお、当第1四半期連結会計期間において、報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等) セグメント情報」の「3.報告セグメントの変更等に関する事項」をご参照ください。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクは以下のとおりです。 文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

#### イベント事業について

当社の連結子会社であるKLab Entertainment株式会社は、イベント事業を中心にビジネス展開しております。興行にあたり十分な動員数を確保できず当初計画した収益を獲得できない場合には、当社グル・プの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、やむを得ない事象の発生等で当該イベントが延期又は中止となり、興行中止保険による補償内容が十分でなかった場合にも、当社グル・プの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

## 2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) 経営成績の分析

当第1四半期連結会計期間の売上高は4,820,391千円となり、前年同四半期比14.5%の減少、直前四半期比11.0%の増加となりました。

「ラブライブ!スクールアイドルフェスティバル」は、国内版は2016年3月にユーザー数全世界2500万人&国内1500万人突破に伴う『 $\mu$ 'sic Foreverキャンペーン』の実施により売上が増加しました。また簡体字版の売上も増加しました。「BLEACH Brave Souls」は、英語版の売上が増加しました。その他、「天空のクラフトフリート」の売上が堅調に推移しました。

費用面では、売上原価は3,663,637千円となり、前年同四半期比1.6%の増加、直前四半期比7.9%の増加となりました。これは主に「Age of Empires: World Domination」及び「パズルワンダーランド」の減価償却開始、売上高の増加に伴う支払手数料及び使用料の増加によるものです。

販売費及び一般管理費は1,227,314千円となり、前年同四半期比21.3%の増加、直前四半期比20.1%の増加となりました。これは主に広告宣伝費及び業務委託費の増加によるものです。

その他、為替差損として311,152千円を計上しました。これは主として当社の保有する外貨建資産を当第1四半期会計期間末日の為替相場で評価したことによるものです。

この結果、当第1四半期連結累計期間の業績は、売上高4,820,391千円(前年同四半期比14.5%減)、営業損失70,559千円、経常損失435,216千円、親会社株主に帰属する四半期純損失413,882千円となりました。

### (2) 財政状態の分析

### (資産の部)

当第1四半期連結会計期間末における資産合計は12,094,464千円となり、前連結会計年度末に比べ、538,707千円の減少となりました。

流動資産合計は8,044,111千円となり、前連結会計年度末に比べ、435,467千円の減少となりました。これは主に、有価証券の減少によるものであります。

固定資産合計は4,050,352千円となり、前連結会計年度末に比べ、103,240千円の減少となりました。これは主に、投資有価証券の減少によるものであります。

### (負債の部)

当第1四半期連結会計期間末における負債合計は2,662,094千円となり、前連結会計年度末に比べ、103,821千円の減少となりました。

流動負債合計は2,645,233千円となり、前連結会計年度末に比べ、87,549千円の減少となりました。これは主に、その他の減少によるものであります。

固定負債合計は16,860千円となり、前連結会計年度末に比べ、16,271千円の減少となりました。これは主に、 長期借入金の減少によるものであります。

#### (純資産の部)

当第1四半期連結会計期間末における純資産合計は9,432,369千円となり、前連結会計年度末に比べ、434,886 千円の減少となりました。これは主に、利益剰余金の減少によるものであります。

### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

### (4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は、22,178千円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

## 第3 【提出会社の状況】

## 1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)	
普通株式	93,618,000	
計	93,618,000	

## 【発行済株式】

種類	第 1 四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成28年 3 月31日)	提出日現在発行数(株) (平成28年5月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	37,853,400	37,853,400	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、単元株式数は100株となっております。
計	37,853,400	37,853,400		

<sup>(</sup>注) 提出日現在発行数には、平成28年5月1日から四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された 株式数は、含まれておりません。

### (2) 【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第14回新株予約権

決議年月日	平成28年 3 月 4 日
新株予約権の数(個)	4,928
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	492,800 (注) 1 . (注) 2 .
新株予約権の行使時の払込金額(円)	531 (注)3.
新株予約権の行使期間	自 平成29年4月1日 至 平成32年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 531 資本組入 266 (注)3.(注)4.
新株予約権の行使の条件	(注)5.
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役 会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6.

- (注) 1.新株予約権1個当たりの目的となる株式の種類及び数(以下「付与株式数」という。)は、普通株式100株とする。また、新株予約権は有償にて発行されており、本新株予約権の公正価値に相当する払込金額は、新株予約権1個当たり400円とする。
  - 2.新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併を行う場合、当社が会社分割、又は当社が資本金の額の減少を行う場合で、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 当社が、新株予約権の割当日後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 分割・併合の比率

また、当社が、新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は、自己株式の処分を行う場合 (新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除 く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に、それぞれ読み替えるものとする。

さらに上記のほか、当社が、新株予約権の割当日後、資本金の額の減少、合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本金の額の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

- 4.新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の 定めに従い算出される資本金等増加限度額の2分の1に相当する金額とし、計算の結果1円未満の端数を生 ずる場合その端数を切り上げる。資本金等増加限度額から資本金増加分を減じた額は、資本準備金に組み入 れるものとする。
- 5.新株予約権の行使の条件
- (1)新株予約権者は、平成28年12月期の事業年度にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結貸借対照表及び連結損益計算書(連結財務諸表を作成していない場合は貸借対照表及び損益計算書)において、平成28年12月期の本邦以外の外部顧客に対する売上高が28億円以上である場合に、割

当てを受けた本新株予約権を行使することができる。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき収益認識の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

- (2)本新株予約権者は、権利行使時まで継続して、当社又は子会社の取締役、監査役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
- (3) 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができな い。
- (4) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。ただし、当社取締役会が別段の取扱いを定めた場合には、この限りではない。

本新株予約権者が禁錮刑以上の刑に処せられた場合

本新株予約権者が当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役、監査役等の役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社と競業した場合(ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。)

本新株予約権者が法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合

本新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納 処分を受けた場合

本新株予約権者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合

本新株予約権者につき破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合

本新株予約権者が就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合

本新株予約権者が役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合

- (5)各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- 6.当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、会社分割、株式交換及び株式移転(以下総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1)交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- (2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- (3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記2.に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされ た数とする。
- (4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記3.に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、前記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5)新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間欄」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間欄」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (6)新株予約権の行使の条件
  - 上記5.に準じて決定する。
- (7)新株予約権の取得事由及び取得条件

下記7.に準じて決定する。

(8)新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

- (9)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記4.に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- 7. 新株予約権の取得事由及び取得条件
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案を目的事項とする株主総会の招集を当社取締役会が決議した場合(株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合)又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、新株予約権の全部を無償で取得する。
- (2) 当社は、新株予約権者が上記5.に定める規定により権利行使の条件を欠くこととなった場合又は新株予 約権者が新株予約権を放棄した場合は、当該新株予約権を無償で取得する。
- (3) 当社は、取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、新株予約権の全部 又は一部を無償で取得する。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によりその 取得する新株予約権の一部を定める。

### 第15回新株予約権

決議年月日	平成28年3月7日
新株予約権の数(個)	5,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	500,000 (注)1.(注)2.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	604 (注) 3 .
新株予約権の行使期間	自 平成30年5月1日 至 平成33年4月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 604 資本組入 302 (注)3.(注)4.
新株予約権の行使の条件	(注)5.
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6.

- (注) 1.新株予約権1個当たりの目的となる株式の種類及び数(以下「付与株式数」という。)は、普通株式100株とする。また、新株予約権は有償にて発行されており、本新株予約権の公正価値に相当する払込金額は、新株予約権1個当たり500円とする。
  - 2.本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式 併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当 該時点で権利行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未 満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

3.当社が、本新株予約権の割当日後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 株式分割又は株式併合の比率

また、当社が、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合 (新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除 く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式 数を控除した数とする。

さらに上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

- 4.本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金に関する事項 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるとこ るに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場 合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金 の額を減じた額とする。
- 5 . 新株予約権の行使の条件
- (1) 本新株予約権者は、平成28年12月期の事業年度に係る当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結貸借対照表及び連結損益計算書(連結財務諸表を作成していない場合は貸借対照表及び損益計算書)において、平成28年12月期の本邦以外の外部顧客に対する売上高が28億円以上である場合に限り、本新株予約権を行使することができる。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき収益認識の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。
- (2) 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当社又は子会社の取締役等の役員又は使用人で ある場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社又は子会社の取締役等の役員又は

使用人のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。

- (3) 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
- (4)本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。ただし、当社取締役会が別段の取扱いを定めた場合にはこの限りではない。

禁錮刑以上の刑に処せられた場合

当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社と競業した場合(ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。)

法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合

差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合

破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合

就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合

役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合

- (5)各本新株予約権の一部行使はできない。
- 6.当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、会社分割、株式交換及び株式移転(以下総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日に本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の本新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1)交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

- 再編対象会社の普通株式とする。
- (3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2.に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされ た数とする。
- (4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄及び上記3.に準じて行 使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる
- (5)新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」欄に規定する本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」欄に規定する本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6)新株予約権の行使の条件

上記5.に準じて決定する。

(7)新株予約権の取得事由及び取得条件

下記7.に準じて決定する。

(8)新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

- (9)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記4.に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- 7. 新株予約権の取得事由及び取得条件
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案を目的事項とする株主総会の招集を当社取締役会が決議した場合(株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合)又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得する。
- (2) 当社は、本新株予約権者が上記5.に基づき権利行使の条件を欠くこととなった場合又は本新株予約権者 が本新株予約権を放棄した場合は、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3)当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定める。

決議年月日	平成28年 3 月 7 日
新株予約権の数(個)	5,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	500,000 (注) 1 . (注) 2 .
新株予約権の行使時の払込金額(円)	604 (注) 3 .
新株予約権の行使期間	自 平成31年 5 月 1 日 至 平成34年 4 月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 604 資本組入 302 (注)3.(注)4.
新株予約権の行使の条件	(注)5.
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6.

- (注) 1.新株予約権1個当たりの目的となる株式の種類及び数(以下「付与株式数」という。)は、普通株式100株とする。また、新株予約権は有償にて発行されており、本新株予約権の公正価値に相当する払込金額は、新株予約権1個当たり500円とする。
  - 2.本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式 併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当 該時点で権利行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未 満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

3.当社が、本新株予約権の割当日後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 株式分割又は株式併合の比率

また、当社が、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合 (新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除 く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

> 既発行株式数 + 新規発行・処分株式数×1株当たりの払込金額 時価

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × —

既発行株式数 + 新規発行・処分株式数

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式 数を控除した数とする。

さらに上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

- 4. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金に関する事項 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるとこ ろに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場 合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金 の額を減じた額とする。
- 5.新株予約権の行使の条件
- (1)本新株予約権者は、平成28年12月期の事業年度に係る当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結貸借対照表及び連結損益計算書(連結財務諸表を作成していない場合は貸借対照表及び損益計算書)において、平成28年12月期の本邦以外の外部顧客に対する売上高が28億円以上である場合に限り、本新株予約権を行使することができる。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき収益認識の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。
- (2)本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当社又は子会社の取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社又は子会社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。

- (3) 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
- (4)本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。ただし、当社取締役会が別段の取扱いを定めた場合にはこの限りではない。

禁錮刑以上の刑に処せられた場合

当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは 使用人に就任するなど、名目を問わず当社と競業した場合(ただし、当社の書面による事前の承認を得 た場合を除く。)

法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合

差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになっ た場合

破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合

就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合

役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合

- (5)各本新株予約権の一部行使はできない。
- 6.当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、会社分割、株式交換及び株式移転(以下総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日に本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の本新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1)交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- (2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- (3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2.に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされ た数とする。
- (4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄及び上記3.に準じて行 使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる 再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5)新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」欄に規定する本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」欄に規定する本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6)新株予約権の行使の条件

上記5.に準じて決定する。

(7)新株予約権の取得事由及び取得条件

下記7.に準じて決定する。

(8)新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

- (9)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記4.に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- 7. 新株予約権の取得事由及び取得条件
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案を目的事項とする株主総会の招集を当社取締役会が決議した場合(株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合)又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得する。
- (2) 当社は、本新株予約権者が上記5.に基づき権利行使の条件を欠くこととなった場合又は本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合は、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3)当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定める。

### 第17回新株予約権

決議年月日 平成28年3月7日

	1
新株予約権の数(個)	5,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	500,000 (注)1.(注)2.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	604 (注) 3 .
新株予約権の行使期間	自 平成32年 5 月 1 日 至 平成35年 4 月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 604 資本組入 302 (注)3.(注)4.
新株予約権の行使の条件	(注)5.
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6.

- (注) 1.新株予約権1個当たりの目的となる株式の種類及び数(以下「付与株式数」という。)は、普通株式100株とする。また、新株予約権は有償にて発行されており、本新株予約権の公正価値に相当する払込金額は、新株予約権1個当たり500円とする。
  - 2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式 併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当 該時点で権利行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未 満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

3.当社が、本新株予約権の割当日後、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

また、当社が、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合 (新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除 く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

> 既発行株式数 + 新規発行・処分株式数×1株当たりの払込金額 時価

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × —

既発行株式数 + 新規発行・処分株式数

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式 数を控除した数とする。

さらに上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

- 4.本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金に関する事項 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるとこ るに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場 合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金 の額を減じた額とする。
- 5 . 新株予約権の行使の条件
- (1)本新株予約権者は、平成28年12月期の事業年度に係る当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結貸借対照表及び連結損益計算書(連結財務諸表を作成していない場合は貸借対照表及び損益計算書)において、平成28年12月期の本邦以外の外部顧客に対する売上高が28億円以上である場合に限り、本新株予約権を行使することができる。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき収益認識の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。
- (2)本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当社又は子会社の取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社又は子会社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
- (3)本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。

(4)本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。ただし、当社取締役会が別段の取扱いを定めた場合にはこの限りではない。

禁錮刑以上の刑に処せられた場合

当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社と競業した場合(ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。)

法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合

差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになっ た場合

破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合

就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合

役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合

- (5)各本新株予約権の一部行使はできない。
- 6.当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、会社分割、株式交換及び株式移転(以下総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日に本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の本新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1)交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- (2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- (3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法 知辨再編行為の条件等を勘案のうま トロューに進じて目的とかる株式の

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2.に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。

(4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄及び上記3.に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5)新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」欄に規定する本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」欄に規定する本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6)新株予約権の行使の条件

上記5.に準じて決定する。

(7)新株予約権の取得事由及び取得条件

下記7.に準じて決定する。

(8)新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

- (9)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記4.に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- 7. 新株予約権の取得事由及び取得条件
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案を目的事項とする株主総会の招集を当社取締役会が決議した場合(株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合)又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得する。
- (2) 当社は、本新株予約権者が上記5.に基づき権利行使の条件を欠くこととなった場合又は本新株予約権者 が本新株予約権を放棄した場合は、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定める。
- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。
- (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

EDINET提出書類 K L a b 株式会社(E25867) 四半期報告書

### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成28年1月1日~ 平成28年3月31日	55,800	37,853,400	7,510	4,558,983	7,510	4,254,739

<sup>(</sup>注) 新株予約権の行使による増加であります。

## (6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

### (7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成28年3月31日現在

			十成20年3月31日現在
区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,070,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 36,774,900	367,749	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 8,500		
発行済株式総数	37,853,400		
総株主の議決権		367,749	

<sup>(</sup>注) 上記の「完全議決権株式 (その他)」の欄には、「従業員持株ESOP信託」所有の自己株式が、248,000株 (議決権の数2,480個)含まれております。

## 【自己株式等】

平成28年3月31日現在

				1 7-20-0 1 .	
所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) KLab株式会社	東京都港区六本木6丁目 10-1	1,070,000		1,070,000	2.82
計		1,070,000		1,070,000	2.82

<sup>(</sup>注) 上記の他、財務諸表において自己株式として認識している当社株式は248,000株であります。これは、「従業員持株ESOP信託」が保有する株式であります。

## 2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

## 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令 第64号)に基づいて作成しております。

### 2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成28年1月1日から平成28年3月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成28年1月1日から平成28年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

## 1 【四半期連結財務諸表】

## (1) 【四半期連結貸借対照表】

		(単位:千円)
	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当第 1 四半期連結会計期間 (平成28年 3 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,634,476	4,461,311
売掛金	2,066,738	1,997,190
有価証券	1,217,039	-
仕掛品	-	62,311
その他	1,561,732	1,523,701
貸倒引当金	407	403
流動資産合計	8,479,579	8,044,111
固定資産		
有形固定資産	308,169	288,042
無形固定資産		
のれん	30,401	23,509
その他	1,391,443	1,366,280
無形固定資産合計	1,421,845	1,389,789
投資その他の資産		
投資有価証券	1,308,987	1,208,324
その他	1,120,544	1,170,149
貸倒引当金	5,953	5,953
投資その他の資産合計	2,423,578	2,372,520
固定資産合計	4,153,592	4,050,352
資産合計	12,633,172	12,094,464
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,093,543	1,211,831
短期借入金	-	135,216
賞与引当金	92,820	24,213
未払法人税等	112,246	48,538
その他	1,434,171	1,225,434
流動負債合計	2,732,783	2,645,233
固定負債		
長期借入金	30,000	15,000
その他	3,132	1,860
固定負債合計	33,132	16,860
負債合計	2,765,915	2,662,094
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,551,472	4,558,983
資本剰余金	4,247,228	4,254,739
利益剰余金	1,923,073	1,484,121
自己株式	856,457	852,096
株主資本合計	9,865,316	9,445,748
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	16,670	53,847
為替換算調整勘定	28,777	13,815
その他の包括利益累計額合計	45,447	67,663
新株予約権	12,340	21,202
非支配株主持分	35,046	33,082
純資産合計	9,867,256	9,432,369
負債純資産合計	12,633,172	12,094,464

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

		(単位:千円)
	前第1四半期連結累計期間 (自平成27年1月1日 至平成27年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日)
売上高	5,637,707	4,820,391
売上原価	3,606,398	3,663,637
売上総利益	2,031,308	1,156,754
販売費及び一般管理費	1,011,872	1,227,314
営業利益又は営業損失()	1,019,435	70,559
営業外収益		
受取利息	695	9,900
受取配当金	-	1,590
助成金収入	-	7,747
その他	12,202	4,504
営業外収益合計	12,898	23,742
営業外費用		
支払利息	206	860
持分法による投資損失	1,874	393
為替差損	20,309	311,152
その他	8,808	75,992
営業外費用合計	31,198	388,399
経常利益又は経常損失( )	1,001,135	435,216
特別利益		
自己新株予約権消却益	23	607
特別利益合計	23	607
特別損失		
減損損失	65,325	-
固定資産除却損	1,514	11,533
特別損失合計	66,840	11,533
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失( )	934,319	446,143
法人税等	520,357	31,798
四半期純利益又は四半期純損失( )	413,961	414,344
非支配株主に帰属する四半期純損失( )	11,624	462
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主 に帰属する四半期純損失( )	425,586	413,882

## 【四半期連結包括利益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

		(単位:千円)
	前第1四半期連結累計期間 (自平成27年1月1日 至平成27年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日)
四半期純利益又は四半期純損失( )	413,961	414,344
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	-	38,366
為替換算調整勘定	57,867	13,459
持分法適用会社に対する持分相当額	-	1,189
その他の包括利益合計	57,867	23,717
四半期包括利益	471,829	438,062
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	484,767	436,098
非支配株主に係る四半期包括利益	12,937	1,964

### 【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第1四半期連結累計期間

(自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日)

#### (連結の範囲の重要な変更)

当第1四半期連結会計期間より、非連結子会社であったKLab Entertainment株式会社は重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

#### (会計方針の変更等)

### 当第1四半期連結累計期間

(自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日)

#### (会計方針の変更)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当第1四半期連結会計期間から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当第1四半期連結会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表に反映させる方法に変更いたします。加えて、四半期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前第1四半期連結累計期間及び前連結会計年度については、四半期連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期連結会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当第1四半期連結累計期間において、四半期連結財務諸表に与える影響額はありません。

### (四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成28年 1 月 1 日 至 平成28年 3 月31日)
税金費用の計算	税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の 税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積 り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。 ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性 を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっておりま す。

### (追加情報)

### 当第1四半期連結累計期間

(自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日)

### (法人税率の変更等による影響)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.34%から、平成29年 1月1日に開始する連結会計年度及び平成30年1月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については30.86%に、平成31年1月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については30.62%となります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

### (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれん償却額は、次のとおりであります。

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成27年 1 月 1 日 至 平成27年 3 月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日)
減価償却費	107,975千円	211,890千円
のれん償却額	6,093千円	5,537千円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成27年1月1日 至 平成27年3月31日)

- 配当に関する事項 該当事項はありません。
- 2.株主資本の著しい変動 該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日)

- 1.配当に関する事項 該当事項はありません。
- 2.株主資本の著しい変動 該当事項はありません。

### (セグメント情報等)

### 【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成27年1月1日 至 平成27年3月31日)

1.報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント ゲーム事業	その他 (注) 1	合計 (注) 2
売上高		11 240	5 627 707
外部顧客への売上高 セグメント間の内部売上高 又は振替高	5,626,366	11,340	5,637,707
計	5,626,366	11,340	5,637,707
セグメント利益	2,030,666	641	2,031,308

- (注) 1.「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、その他事業を含んでおります。
  - 2 . セグメント利益は、四半期連結損益計算書の売上総利益と一致しているため差異調整は行っておりません。
  - 2.報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「ゲーム事業」セグメントにおいて、ソフトウエアの減損損失を計上しております。なお、当該減損損失の計上額は、当第1四半期連結累計期間において65,325千円であります。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日)

1.報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント	その他 (注) 1	合計 (注) 2
	ゲーム事業		
売上高			
外部顧客への売上高	4,795,066	25,325	4,820,391
セグメント間の内部売上高 又は振替高			
計	4,795,066	25,325	4,820,391
セグメント利益	1,154,834	1,920	1,156,754

- (注) 1 . 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、イベント事業・その他事業を含んでおります。
  - 2.セグメント利益は、四半期連結損益計算書の売上総利益と一致しているため差異調整は行っておりません。
  - 2.報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
    - (固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

3.報告セグメントの変更等に関する事項

EDINET提出書類 K L a b 株式会社(E25867) 四半期報告書

当第1四半期連結会計期間より、非連結子会社であったKLab Entertainment株式会社を連結の範囲に含めたことにより「イベント事業」を事業セグメントとし、「その他」の区分に含めて記載しております。

また、当第1四半期連結会計期間より、従来「その他事業」として記載していた報告セグメントにつきましては、重要性が乏しいことからセグメントの区分方法を見直し、「その他」の区分に含めて記載しております。

なお、前第1四半期連結累計期間のセグメント情報については変更後の区分に基づき作成したものを記載して おります。

### (1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自 平成27年1月1日 至 平成27年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額 又は四半期純損失金額( )	11円76銭	11円33銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は 親会社株主に帰属する四半期純損失金額( )(千円)	425,586	413,882
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額又は親会社株主に帰属する 四半期純損失金額( )(千円)	425,586	413,882
普通株式の期中平均株式数(株)	36,194,029	36,518,610
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	11円48銭	
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	863,591	
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

- (注) 1.株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
  - 2.1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は前第1四半期連結累計期間276,454株、当第1四半期連結累計期間254,234株であります。
  - 3. 当第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

## 2 【その他】

該当事項はありません。

# 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年 5 月10日

K L a b 株式会社 取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 竹 野 俊 成 印 業務執行社員

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 由 良 知 久 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているKLab株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成28年1月1日から平成28年3月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成28年1月1日から平成28年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、KLab株式会社及び連結子会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 .XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。